

江戸川区における子ども・子育て支援法に基づく条例制定に際し、放課後児童健全育成事業について国が示す水準に達する内容が達成されることを求める陳情

(文教委員会付託)

受理番号 第 187 号

受理年月日 平成 26 年 2 月 13 日

付託年月日 平成 26 年 2 月 20 日

陳情者
.
.
.

陳情原文 2012年8月に成立した「子ども・子育て支援法」は、第59条第5項において、「市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業としての放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施すること」としています。

江戸川区では、すすくすくスクールの中の「学童クラブ登録」は、児童福祉法上の放課後児童健全育成事業にあたる事業です。（資料1-1、2）しかし、2013年8月13日に行われた江戸川区教育委員会定例会において「学童クラブは特別の事情があって預けているのだから、この子たちに対する特別な配慮をすべき」という意見に対して、「すすくすくスクールで過ごしている時間は、一般登録も学童クラブの子も全く同じだという原則にしたい」という教育長の見解が明らかにされ、現在の運営方針が明確になりました。（資料2）

一方、放課後児童健全育成事業の設備および運営に関するこれからの基準等について、国の専門委員会で検討されてきた結果、2013年12月25日「社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」（資料3）が発表されました。

この文書の3（3）において、放課後児童クラブが放課後こども教室や児童館等と一体的に事業を実施されている場合でも、放課後児童クラブが「適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る」事業であり、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童の生活の場であることに鑑みた運用上の配慮が必要であると明記されました。

さらに、2（4）では、生活の場を確保するための放課後児童クラブ専用スパー

(裏面に続く)

ス、ならびに静養室を確保する必要性、放課後児童クラブの指導員には一定の研修を通じた知識・技能の習得が望まれることも明記されました。

以上の点について、わたしたちは、現在の江戸川区の放課後児童健全育成事業が、今回の報告書で国が示した内容に一致していないと考えています。

資料 1 - 2 - で、江戸川区での今後の条例制定の方針については、「改訂児童福祉法の施行に伴い発せられる政省令の内容をふまえ、関係条例を整備する予定です」とご回答いただいています。

つきましては、貴議会において、このご回答通り、これから江戸川区で制定する放課後児童健全育成事業に関連する条例が、今回発表された報告書ならびに今後示されるガイドラインで国が規定している水準に達するよう、下記の通り陳情いたします。

記

江戸川区における子ども・子育て支援法に基づく条例制定に際し、放課後児童健全育成事業について国が示す水準に達する内容が達成されるよう検討し、整備してください。